

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書（案）

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

- 1 市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を早期に創設すること。その際、森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、国民にひとしく負担を求めることの理解が得られるよう努めるとともに、森林環境税（仮称）は、地球温暖化の防止、低炭素社会の構築のため、間伐等、森林の適切な整備に役立つよう用途を明確化すること。
- 2 税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制の整備を進めるとともに、国、都道府県、市町村の役割を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月11日

福井県議会